

大阪母子医療センターにおける医療事故の状況について

令和7年4月22日

大阪母子医療センターでは、平成19年3月に制定しました「大阪府立病院機構医療事故公表基準」（以下「公表基準」という。）に基づき、当センターにおいて発生した医療事故について公表することとしています。

公表基準は、府民の皆様へ府立の病院の医療情報を積極的に提供することで、医療の透明性を高めるとともに、医療の安全管理に資することを目的に制定したものです。

このたび、令和6年度上半期に当センターにおいて発生した医療事故について公表いたします。

■ 令和6年度下半期（10月～3月） 医療事故の状況

（1）発生件数（3b以上）

患者影響レベルと内容		件数
患者に影響があった事例		9
3b	濃厚な処置や治療を要した（バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術、入院日数の延長、外来患者の入院、骨折など）	
患者に永続的な障がいが残った事例		1
4a	〔軽度～中等度の傷害〕 永続的な障がいや後遺症が残ったが、有意な機能障害や美容上の問題は伴わない	
4b	〔中等度～高等度の傷害〕 永続的な障がいや後遺症が残り、有意な機能障害や美容上の問題を伴う	0
5	死 亡 （原疾患の自然経過によるものを除く）	0
合 計		10

○ 医療事故の定義

医療事故とは、医療に関わる場所で、医療の全過程において発生するすべての人身事故で、次の2つに区分される。

- ① 医療過誤＝過失のある事故
医療事故のうち、医療従事者・医療機関の過失により起きたもの
- ② 過失のない医療事故
医療従事者・医療機関の過失がないにもかかわらず起きたもの

また、患者や見舞客が廊下で転倒し、負傷した事例のように、医療行為とは直接関係しない施設や設備の使用・管理上の事故も医療事故に含むものとする。

なお、医療従事者が被害を受けたものは、本公表には含まない。

(2) 公表する医療事故の内容と患者影響レベル

事 故 の 内 容	患者影響レベル				合計
	3b	4a	4b	5	
薬剤に関する項目					
輸血に関する項目					
治療・処置に関する項目	3				3
医療用具(機器)の使用・管理に関する項目	1				1
ドレーン、チューブ類の使用・管理に関する項目					
検査に関する項目	3				3
療養上の場面に関する項目	2	1			3
その他					
合 計	9	1			10